

安来市分別収集計画（第11期）

（令和8年度～令和12年度）



令和7年7月
安来市

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に 関する事項	3
7	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済やライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、市民、事業者、行政などの社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、平成18年4月より、ごみの16種分別を実施しており、令和7年4月からは、飲料メーカーとの連携により、家庭で分別された使用済みペットボトルを回収後に、新たにペットボトルに再生する「ボトル to ボトルリサイクル」事業を開始している。今後も、容器包装廃棄物をはじめ、ごみの減量化・再資源化の取り組みを行うことが必要である。

また、清瀬クリーンセンターの老朽化に伴い、平成19年4月より、可燃ごみの焼却処理を民間委託しており、今後も焼却量を削減することを目的に、安定した処理体制の構築が重要課題である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集・資源化を推進し、焼却量と最終処分量を削減することを目的に、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）＋Renewable（持続可能な資源の活用）の推進とともに、資源の有効利用、そして廃棄物量の低減による最終処分場の延命化が図られることで、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 市民・事業所・行政が一体となった廃棄物の排出抑制及び資源化の推進
- ② 分別の徹底による焼却量及び最終処分量の削減と資源有効活用
- ③ リサイクルを基本とした循環型地域社会の構築
- ④ 低炭素社会に向けた廃棄物の収集と適正処理及び環境保全の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

本市から排出される容器包装廃棄物の見込み量は表-1のとおりとする。

表-1 容器包装廃棄物の排出見込み量

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	610 t	601 t	593 t	585 t	578 t

《参考》 容器包装廃棄物の排出量内訳の見込み

種 類	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
スチール	3 t	3 t	3 t	3 t	3 t
アルミ	14 t	14 t	14 t	13 t	13 t
無色ガラス	19 t	19 t	19 t	18 t	18 t
茶色ガラス	27 t	27 t	26 t	26 t	26 t
その他ガラス	41 t	41 t	40 t	39 t	39 t
紙パック	2 t	2 t	2 t	2 t	2 t
段ボール	40 t	39 t	39 t	38 t	38 t
その他の紙類	62 t	61 t	60 t	59 t	59 t
ペットボトル	35 t	35 t	35 t	34 t	34 t
その他プラスチック類	366 t	361 t	356 t	352 t	347 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の事業を継続して実施します。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に連携・協力を図ることが重要である。

① 収集指定袋制度（有料化）

分別の徹底及び排出抑制を図るため、全ての収集袋を指定袋とし有料化を実施している。また、排出者責任を自覚してもらうため、分別収集指定袋には必ず自治会名・氏名を記入している。

② 教育・啓発活動

環境教育の一環として、学校や地域団体のごみ処理施設の見学会、分別講習会、出前講座を実施し、正しい分別の方法やごみの排出状況の認識を深めてもらい、排出抑制などの減量化に協力を図っている。

一般家庭には、分別啓発チラシ、分別の手引き、ごみ収集カレンダー、ごみの早見表などの配布を行い、ごみの排出抑制、資源化物の分別排出、再生利用の意義や効果、ごみの適切な排出方法等の啓発活動を積極的に推進する。

広報紙やホームページ、スマートフォン用アプリ等を活用し、ごみの適正排出や再利用に関する本市の取り組み等について、市民や事業者に周知し、排出抑制を促進する。

③ 循環型社会への意識向上

ペットボトルの適正排出を行い、ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトルリサイクル）の取組みを実施する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

本市の中間処理施設、民間の再資源化処理施設及び再商品化等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表一2左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が有する処理施設及び民間の施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は表一2右欄のとおりとする。

表一2 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類（飲料用のみ）
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ビン類（飲食用のみ）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙類
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、表一3のとおりとする。

表一3 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の見込み量

種 類	R8	R9	R10	R11	R12
主としてスチール製の容器	3 t	3 t	3 t	3 t	3 t
主としてアルミ製の容器	14 t	14 t	14 t	13 t	13 t
無色のガラス製の容器	19 t (19 t)	19 t (19 t)	19 t (19 t)	18 t (18 t)	18 t (18 t)
茶色のガラス製容器	27 t (27 t)	27 t (27 t)	26 t (26 t)	26 t (26 t)	26 t (26 t)
その他のガラス製容器	41 t (41 t)	41 t (41 t)	40 t (40 t)	39 t (39 t)	39 t (39 t)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2 t	2 t	2 t	2 t	2 t
主として段ボール製の容器	40 t	39 t	39 t	38 t	38 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	62 t (62 t)	61 t (61 t)	60 t (60 t)	59 t (59 t)	59 t (59 t)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの	35 t (35 t)	35 t (35 t)	35 t (35 t)	34 t (34 t)	34 t (34 t)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	366 t (366 t)	361 t (361 t)	356 t (356 t)	352 t (352 t)	347 t (347 t)

※ () 内は独自処理見込量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、直近年度の分別基準適合物等の収集実績に、当該年度の人口変動率（下表 参照）を乗じて算出しています。

推計人口は令和7年3月策定の「安来市人口ビジョン」を基に、次のとおり設定した。

表-4 推計人口

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
34,413 人 (対前年度比) 98.66%	33,951 人 (対前年度比) 98.66%	33,495 人 (対前年度比) 98.66%	33,046 人 (対前年度比) 98.66%	32,602 人 (対前年度比) 98.66%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(第8条第2項第5号)

分別収集は現行の収集体制を活用し、実施する者（主体）は表—5のとおりとする。

表—5 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬	選別・保管
金属	スチール製容器	缶類（飲料用）	委託業者による 定期収集	市 (選別・圧縮)
	アルミ製容器			
ガラス	無色ガラス	ビン類（飲食用）	委託業者による 定期収集	市 (選別)
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック	委託業者による 定期収集	民間事業者
	段ボール製容器	段ボール		
	その他の紙製容器包装	その他の紙類		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 定期収集	民間事業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設内容は表一6のとおりとし、缶類(飲料用)、ビン類(飲食用)については、本市の中間処理施設で選別・保管をする。缶類は選別後プレス処理を行う。また、牛乳パック、段ボール、その他の紙類、ペットボトル、プラスチック類については、民間事業者へ委託し、選別・処理・保管する。

表一6 分別収集の用に供する施設内容

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集機材	中間処理施設
スチール製容器	缶類(飲料用)	分別収集指定袋(透明ポリ袋)	パッカー車	市の中間処理施設(選別・プレス)
アルミ製容器				
無色ガラス	ビン類(飲食用)	分別収集指定袋(透明ポリ袋)	深ダンプ車	市の中間処理施設(選別)
茶色ガラス				
その他ガラス				
飲料用紙製容器	牛乳パック	紙ひもで束ねる	パッカー車	民間事業者へ委託
段ボール製容器	段ボール	紙ひもで束ねる		
その他の紙製容器包装	その他の紙類	分別収集指定袋(透明ポリ袋)		
ペットボトル	ペットボトル	分別収集指定袋(透明ポリ袋)	パッカー車	
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、次の取り組みを実施する。

- ① 分別収集の実施にあたっては、市民の理解と協力が不可欠であるため、分別の区分と出し方に従って適正に排出されるよう、引き続いて広報紙及び出前講座等により啓発活動を行う。
- ② 市民からのごみの排出やごみ収集が円滑にできるように、自治会が設置及び整備する集積場に対し、支援を継続して行う。
- ③ 市民にごみの処理方法や再資源化について理解と関心を深めてもらうため、廃棄物処理施設の見学会を行い、環境にやさしい生活や3R（排出抑制、再使用、再資源化）+Renewable（持続可能な資源の活用）推進の啓発活動を行う。

安来市第11期分別収集計画
(令和8年度～令和12年度)

発行／安来市市民生活部環境政策課

TEL (0854) 23-3100

FAX (0854) 23-3188